



政務活動費収支報告書

平成 31 年 4 月 2 日

瑞徳町議会議長

小 山 典 男 様

議員名 石 川 修



平成 30 年度政務活動費について、次のとおり収支報告します。

- |   |      |                |         |    |
|---|------|----------------|---------|----|
| 1 | 収 入  | (政務活動費交付額 金    | 100,000 | 円) |
| 2 | 支 出  | (政務活動費支出額 金    | 132,251 | 円) |
| 3 | 添付書類 | 支出に係る領収書等の証拠書類 |         |    |

## 平成30年度 政務活動費 収支報告書

議員名： 石川修

### 1 収 入

項 目	金 額	説 明
政務活動費 (①)	100,000 円	当初交付金

### 2 支 出

項 目	金 額 ※1	説 明
調 査 研 究 費	67,854 円	支出内訳参照
研 修 費	円	
広 報 ・ 広 聴 費	円	
資 料 作 成 費	5,000 円	
資 料 購 入 費	59,397 円	
合 計	132,251 円	

差引金額 (①-②)	△ 32,251 円 ※2
------------	---------------

※1 使途項目ごとに集計の上記載してください。

※2 差引金額に残余が生じた場合は、この金額を返還してください。  
(差引金額が△(マイナス)の場合は返還の必要はありません。)

支出内訳

項目	適用及び内容 (視察の場合は日程及び場所を記入すること)	支払金額	備考
調査研究費	11月12日～14日 兵庫県朝来市、養父市、加古郡稲美町	67,854 円	
資料作成費	消耗品費 (プリンターインク)	5,000 円	
資料購入費	読売新聞(30.4～31.3)	49,533 円	
資料購入費	西多摩新聞(30.4～31.3)	9,864 円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		132,251 円	

# 視 察 報 告 書

## 【自民新政会視察調査団】

議員名： 石 川 修

1. 期 間 : 平成30年11月12日(月)～11月14日(水)
2. 参加者 : 森 亘・高水 永雄・石川 修・村山 正利・吉野 一夫・村上 嘉男  
山崎 栄・古宮 郁夫(以上、自民新政会所属)

### 3. 視 察 先 及 び 視 察 項 目

◎兵庫県 ・朝来市 ・養父市 ・加古郡稲美町

[1]朝来市 地域コミュニティの活性化策について

[2]養父市 国家戦略特区について

[3]稲美町 学力向上と幼稚園の連携について

### 4. 選 定 理 由

- [1]朝来市 : 町内会、子ども会など、地域組織の加入率が減少して課題となっている昨今、地域の自主自立、協働のまちづくりを推進していくために、行政と地縁団体との効果的な関係性を築いていくために先駆的な取り組みをしている当市を調査する。
- [2]養父市 : 当市は、人口減少や高齢化に伴い、農業・産業振興や就労、公共交通、医療等の課題を抱えていた。これらの課題に対し、国家戦略特区(規制緩和)による規制改革メニューの活用で、それぞれの課題の解消を成し遂げることに挑戦している自治体である。瑞穂町には農業振興地域(農用地区域)の今後の取り扱いや交通不便地域の解消など、複雑な問題がある。これらの状況の改善に向け、養父市の先駆的な取り組みを調査し、わが町の課題解消に向けて考え方や手法等を調査することを目的とした。
- [3]稲美町 : 学力向上はわが町の教育の最重要施策である。わが町の学力の特徴は、学力調査において中学生になると小学生時に比して全国平均をさらに下回ってしまうことである。一方、稲美町は安定的に学力が全国平均を上回っており、特に、中学生になっても学力が低下していない。これらの実績から、瑞穂町の学力向上施策の課題と改善点等を調査し、今後の教育施策に反映させることを目的とした。

## 5. 視察内容一 [1]

### [1] 兵庫県朝来市

#### (1) 朝来市の概要

- \*平成17年4月に朝来郡の4町が合併し、朝来市となる。南北約32km、東西約24kmで面積は403.06km<sup>2</sup>、であり、林野が83.8%を占める。
- \*人口は30,795人(平成30年8月)で平成22年の国勢調査時は32,814人であり、減少傾向が続いている。また、高齢化率は33.65%である。
- \*集落は谷合に沿って形成され、自治会(町内会に相当)が行政区として、161区あり、自治会加入率は90%位である。

#### (2) 地域の状況と課題

- \*行政区の運営において、子ども会、婦人会、青年会、が存続できない。役員のなり手不足が深刻な状況。
- \*耕作放棄田の増加、担い手が一人減ると多くの田が放棄田となる。
- \*旧市街地に空き家が増加し、空き家バンクを市で運営している。
- \*防災対策として各区に自主防災組織を設けているが、対応がさまざまに機能しない恐れがある。
- \*買い物難民が生じており、移動販売車やコープ神戸、親類近隣の助け合いで補っている。
- \*市は現状のままでは地域力の低下、既存集落の存続に支障をきたす可能性があることに危機感を持っていた。
- \*「自考・自行・共助・共創のまちづくり」を基本理念に具現化に向けて組織作りに取り組んだ。

#### (3) 地域自治協議会の設立

- \*朝来市では、「地域で解決できることは地域で取り組む」ことを基本とした地域自治協議会の取り組みが進められ、平成20年9月末までに市内全域に11の地域自治協議会が設立された。
- \*平成21年自治基本条例に市民自治(コミュニティの形成)を掲げ、多様な主体で構成された自治組織(地域自治協議会)の設立と要件を明記している。
- \*地域自治協議会は小学校区単位の区域での各行政区にて構成し、区単位ではできないことを助け合い、自分たちで考え行動できる組織。
- \*形式的には市民手動での設立となっているものの、行政が設立を誘導。各地域状況、課題、取り組みはさまざまである。

#### (4) 地域自治協議会に対する市の支援

- \*地域自治協議会の設立に向けて、市の職員の配置と各自治会へ50万円交付。
- \*活動拠点として、コミュニティセンター・旧幼稚園・防災センターなどを無償で貸与している。
- \*事務局運営のため、地域マネージャー等の人員2~3名を雇用できるように、運営費として280万円を交付。
- \*協議会実施事業・地域づくり補助事業・区コミュニティ活動助成事業に平均380万円を交付。
- \*地域協働事業(地域環境保全・花づくり・交通安全)に対し、平均37万円を交付。
- \*現時点で、地域活性化策に投入される予算額は年間約7,000万円である。

## (5) 地域おこし協力隊

- \*各地域自治協議会へ隊員を配置、地域課題の解決を重要な任務としている。  
地域おこし協力隊の制度を導入することで特別交付税に算入があり、給料・活動費として一人400万円が確保される。
- \*定期的な活動内容の調整、地域、行政、隊員の3者面談式研修などを行う。
- \*総合政策課、各地域振興課、配属課、取り組みに関わる関係部署等、多くの職員がフォローしている。
- \*移住と積極的な地域活動を目的に「地域おこし協力隊」を26年度から事業化した地域おこし協力隊の任期終了後、平成26・27年度の隊員において10人中9人がそのまま定住者となり、マーケティングリサーチ、イベント企画など、それぞれのスキルを生かして、各自治会等で地域貢献をしている。東京へ戻った女性1名も行事等には、いまだに参加する関係が続いている。

## 6. 所見・提言一[1]

朝来市では、地域づくりの基盤が増えたことにより、誰でも気軽に地域づくりに参加できる、意見を反映できる体制が整い、様々な機能を持つ、小規模多機能（運送、営農、福祉、生涯学習等）な組織ができたことにより、身近な課題を解決、相談できる体制も構築され、行政に頼らない、自主的な地域経営を行うことができる基盤が整備されていた。隣の集落も私たちの地域だという一体感と、地域住民が企画、運営、講師、参加者になれる自己実現の場が生まれ、各種技能を地域へ還元するような事に取り組みやすい環境が生まれている。瑞穂町においても、「地域の課題は地域で、自分たちで解決する仕組みを作る」という「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を目指し、従来の地元組織である町内会や自治会、PTA、子ども会育成会、NPO法人等を構成メンバーとして、地域の人材により、地域の課題解決に向けた活動や地域活性化事業に取り組む組織として「地域自治協議会」を設立する。また、設立のための人的支援として「地域支援職員制度」を創設し、運営費や活動助成費の交付を実態に即したものとし実現する事。今までに地域活動に参加したことがない住民にどうやって制度を浸透させていくか、また、地域のリーダーをどうやって養成していくかなどの点も含めて分権型社会に対応した地域協働のまちづくりを推進する事を求める。

## 7. 視察内容一[2]

### [2]兵庫県養父市

#### (1) 養父市の概要

- \*平成16年4月に4町が合併し、養父市となる。面積422.91km<sup>2</sup>であり、林野が84%を占める。耕地面積1,520ha（田-1,180ha、畑-340ha）において、耕作放棄地は280haとなっている。
- \*人口は24,489人（平成29年4月）であり、平成27年の国勢調査時の24,288人、平成17年では28,306人で急激な人口減少傾向であったが、変化が起きている。高齢化率は36.7である。

#### (2) 養父市創生への基本姿勢

- \*日本の国土の約70%は中山間地域と言われ、この地域は農地の荒廃が進み、国のお

荷物になろうとしている状況に、全国画一化の施策は、むしろ地方を滅ぼすと捉え、「国主導では地方を変えることができない。地方が自ら考え、思い切って実施することが大事。」「養父市の現状に対応する施策を実施し、新しい人の流れ、故郷回帰の流れをつくり、まち・ひと・しごと・ふるさと養父市再生を実現する」とした。

### (3) 特区申請経過

- \*特区提案書作成にあたっては、企画政策課に課長を含めた4名の特区申請担当のグループ制により対応。平成25年8月に申請し、平成26年3月28日に「国家戦略特別区域の指定」を受け、平成27年に国家戦略特区・地方創生課が新設された。
- \*特区申請時、提案書内容について農業委員会との調整は行なわず、当初は会長に対して方向性程度の説明に留めた。10月に入り、担当者が農業委員会に出向き説明した、ひどくお叱りを受けたが、理解を求めた。翌年の4月10日に農業委員会より意見書が提出された。これは、3月28日に「国家戦略特別区域の指定」を受けた事に対応されたものである。市では、農業委員会に対して幹部が10回程度おもむいて説明に努め、6月の農業委員会総会において、農地法3条第1項に係る事務の市長への移管について同意を得ている。との説明であった。

### (4) 養父市国家戦略特区（規制緩和）計画認定について

- 平成26年9月 : (全国初)「農業委員会と市の事務分担に係る特例」
- 平成27年1月 : 「農業生産法人に係る農地法等の特例」
- 平成27年1月 : 「農業への信用保証の適用」  
: 「歴史的建造物等に係る旅館業法施行規則の特例」
- 9月 : 「農業生産法人に係る農地法の特例（追加）」  
: 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例」
- 10月 : 「NPO法人の設立手続の迅速に係る特定非営利活動  
促進法の特例」
- 平成28年11月 : 「企業による農地取得の特例」
- 平成29年 2月 : 「企業による農地取得の特例」  
12月 : 「道路運送法の特例」
- 平成30年 3月 : 「企業による農地取得の特例」  
6月 : 「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の  
対面原則の特例」

### (5) 国、県の支援

- \*兵庫県では、養父市の国家戦略特区に関わる支援チームを作り、サポート体制を整えている。現在、情報・意見交換を月に1回は行い、事業者の展開がスムーズにできるように努めている。また、市に於いても、国家戦略特区・地方創生課と関連する農林振興課や商工観光課等により事業者に対する支援チームが構成されている。さらに、養父市及び内閣府による共同事務局を平成28年12月2日付けで設置。内閣府の「国家戦略特区ワーキンググループ」と密接に連携・協力が可能になり、テレビ会議システム等が活用されている。

### (6) 規制改革メニューの活用と地方創生の実現

- \*農業生産法人の要件緩和（役員要件）[規制改革]
  - 法人の農作業に従事する役員が1人いれば農業生産法人とみなされる。  
(平成28年4月改正農地法施行により特例ではなくなり、呼称が農業生産法人から農地保有的確法人となった。)
- \*農地を取得しやすい環境が整う [地方創生]

・事務処理期間の大幅な短縮—耕作放棄地の再生—  
—農地の流動化を促進—農ある暮らしを求めて移住者等が増加、空き家に付属する農地制度の活用では、平成30年3月末で8件の実績があり、うち5人が市外からの移住。

\*企業による農地取得の特例（5年間の時限措置）〔規制改革〕

・担い手として企業が農地を所有し営農が可能に。

\*地域に根付いた法人による営農が本格化〔地方創生〕

・農業生産法人の要件緩和を活用し設立された法人＝9

・企業による農地取得の特例を活用した法人＝4

\*養父市アグリ特区保証融資制度〔規制改革〕

・商工業とともに市内で農業を営むための事業資金に対して兵庫県信用保証協会の保証を受けられる。

・信用保証料の補助と利子補給など市が支援する。

\*農業分野での第2創業と6次産業化の促進〔地方創生〕

・農業機械製造会社によるトマト栽培。

・菓子製造会社によるイチゴ栽培。

・養豚事業の拡大。

・農業参入した法人の6次産業化に伴う雇用の創出では、5年後に  
関連事業を含んで100名の雇用創出を期待する。

\*旅館業法施行規則の要件緩和〔規制改革〕

・歴史的建造物を宿泊施設とする事業において、玄関帳場（フロント）の  
設置義務が緩和される。

\*古民家（空き家）が旅館として再生〔地方創生〕

・地域の歴史文化資源の有効活用と併せて地域の活性化に寄与している。

\*高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例〔規制改革〕

・派遣業務において週20時間から40時間まで就業が可能に。

\*シルバー人材センター会員の就業時間の拡大〔地方創生〕

・就業可能時間が引き上げられた。

\*テレビ電話による服薬指導の特例〔規制改革〕

・遠隔診療で処方された医薬品を、対面原則によらず、薬局に行かなくても  
テレビ電話等を活用して、薬剤師による服薬指導が受けられるようになる。

（医薬品医療機器法の特例）

\*遠隔診療による在宅での医療環境の充実〔地方創生〕

・公共交通機関の利用が困難な遠距離の通院患者の利便性を向上させ、  
治療頻度の低下や治療中断による症状の重症化を抑制。

・自宅で薬剤師による医療品の説明が受けられ、手元に医療品が届く仕組みを構築。

\*現行の自家用有償旅客運送制度を拡充〔規制改革〕

・地域住民のほか観光客も運送することが可能。

「道路運送法の特例」の活用全国第1号

\*タクシー会社の対応困難な地域で移動手段の創出〔地方創生〕

・特定非営利活動法人 養父市マイカー運送ネットワークが事業実施主体となり、  
タクシー事業者が運行管理を担当する全国初の試み。

## (7) 構造改革特区の活用

\*農地取得後の農地の下限面積要件緩和。（大屋地域：10アール）



- \*有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従業者の容認。
- \*学校設置会社による学校設置。(広域通信単位制高等学校)
- \*農家民泊等における濁酒の製造免許の要件緩和。

(8) 新たな提案

- \*トラクター等の自動走行へチャレンジ。
  - 高齢化による労働力不足、中山間地における非効率作業の克服。
- \*ドローンの目視外飛行へチャレンジ。
  - 拠点から遠方に散在する農地の管理に費やす移動時間を短縮。

(9) その他

- \*養父市は、雑誌(宝島社)の平成29年版「住みたい田舎」ランキングにおいて、近畿エリアにて総合第1位(全国第15位)として紹介されている。

## 8. 所見・提言－[2]

養父市の創生への基本姿勢に示された「国主導では地方を変えることができない。地方が自ら考え、思い切って実施することが大事。」から始まった養父市の挑戦は、規制改革メニューの活用による地方創生の実現に向け行動し、養父市国家戦略特区(規制緩和)計画認定を獲得するに至った。さらに、地方創生へと具体的な事業展開に結び付け、農地流動化の促進で法人による特色ある農業経営が拡大して、サラリーマン農業の受け皿ともなっている。特区制度を活用した法人が中心となり、農産物の産地化の取り組みを推進する動きもあり、耕作放棄地等の再生へとつながっている。多様な農業の実践による養父市の創生が始まっていると感じられた。瑞穂町においても規制改革メニューや先進事例を活用して、自ら考え、町の現状に対応する施策を思い切って実施することが必要と考える。

また、「道路運送法の特例」の活用全国第1号で観光客も運送することを可能にしたことや、マイカー運送ネットワークを企業、団体、市民、行政が一体となり運営すると共に、タクシー事業者が実施主体に参画し運行管理を行なっている。瑞穂町のアンケート調査から、町の最重要課題の一つが公共交通問題であることが以前から指摘されている。現在、町では福祉バスを運行しているが、この結果が先のアンケート調査から抜本的な課題解決に至っていないことが判明している。福祉バスは高齢課が担当しているが、交通問題は福祉だけではなく、産業振興、安全安心、通勤、通学、通院、買い物といったあらゆる生活に密着した問題である。したがって、まずは各課から人材を募り、迅速かつ効果的に公共交通問題が解消されるよう、早急にプロジェクトチームを創設することを望む。

## 9. 視察内容－[3]

### [3] 兵庫県稲美町

#### (1) 稲美町の概要

- \*昭和30年に3カ村が合併し町制が施行され、稲美町となる。南北6.5km 東西7.9kmで面積は34.92km<sup>2</sup>である。農地面積1,633ha(田-1,543ha、畑-90ha)であり、88カ所ものため池が点在し、ため池や水路、水田、集落などによって構成された特有の景観は「稲美のため池群」として文化的景観の重要地域に選ばれている。9割が市街化調整区域。

- \*人口は31,156人、世帯数12,467世帯（平成30年10月1日現在）であり、転入94人・転出56人（9月）であった。高齢化率は30%  
また、学校数や児童生徒数等は、小学校－5校・71学級・児童1,671名、中学校－2校・30学級・生徒787名、幼稚園－5園・園児333名（平成30年5月1日現在）の状況にある。

## (2) 稲美町の特色ある主な取り組み

- \*社会的自立に向けたキャリア形成の支援
  - 「ふるさと先輩事業」－各方面で活躍する卒業生による公演や地域のゲストティーチャーによる学習支援の充実、家庭や地域との連携のもと組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む。
- \*グローバル化に対応した教育の推進
  - 「幼小中一貫した国際理解教育」－幼稚園と小学校、小学校と中学校との連携を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うための学習を展開、園児や児童生徒だけでなく教員も指導力向上を目指しながら外国語に親しむ。
- \*「豊かな心」の育成
  - 道徳教育拠点校育成支援事業－小中学校が合同で取り組む。
  - 生きる力を育むための小中連携推進事業－児童生徒相談員の配置。
- \*「健やかな体」の育成
  - スーパー食育スクール事業の取り組み－地産地消の給食。「地産地消給食メニューコンテスト」で10年連続の近畿農政局長賞を受賞。
- \*幼児期の教育の充実
  - アプローチカリキュラムによる幼児期と児童期の円滑な接続－  
幼小の教員同士の情報交換や幼児と児童の交流学习、保育・授業参観等の幼小連携の充実。
  - 1小学校区に1公立幼稚園を設けている特性を生かして円滑な接続を組織的に行い、小1プロブレムの解消に努めている。
- \*地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進
  - コミュニティ・スクール－学校評議員制度と「学校運営委員会」の設置
  - 地域学校協働活動「いなみいきいき共育ネット」－地域コーディネーターの配置。「学校支援活動」「土曜日等の教育活動」「放課後子ども教室」の活性化を図る。

## (3) 幼小の円滑な接続について

- \*幼児理解を深めるためのプロセスについて、小学校教育への学びの分析についての研究。
- \*アプローチカリキュラムと期待される効果
  - 幼稚園側から－アプローチカリキュラムの作成により、幼児期の学びが小学校教育にどうつながるかを見通すことができる。
  - 小学校側から－幼児期の学びや経験を知り、各教科とのつながりを見通すことができる。スタートカリキュラムを作成する際の参考にすることができる。

## 10. 所見・提言－[3]

稲美町には5つの小学校と5つの幼稚園があるが、1校1園を除いて隣接している。この環境が幼稚園と小学校の連携を促進させる重要なポイントと推察される。なお、5園すべて公営幼稚園である。幼小連携は進んでいるが、保育園との連携はそこまで至っていない。連携事業に参加した子とそうでない子の差は、現場の教員の話によると、「特に大きな差は見られない。しかし、保護者と学校、保護者間の結びつきに差が生じている」との現状があった。

新市街地では核家族が多く、旧村地域では多世代による家族構成が多い傾向にあることで、地域と校風との関連が説明から感じられた。生徒の問題行動について、以前は新市街地にあった中学校に偏っていたが、新たに赴任した校長が生徒への信頼と責任を涵養するため、ノーチャイムや問題が発生した時に生徒間での話し合い等、自己解決、自己処理を導入、生徒を積極的に地域貢献活動に参加させるなど行った結果、今では生徒による問題行動が無くなり、人気校になっている。町の教育課長は県で教員指導の経験があり、指導力のある教員を招聘し、各教員の指導力向上につなげていることは注目すべきと捉える。学力向上は31年度から目標に掲げ、具体的な施策に取り組んでいくとしていた。学力は年度により波はあるが小中学校とも全国平均をほぼ上回っている。

平成30年度から、一つの中学校区で「コミュニティスクール」を導入している。導入できた背景には、学力学習状況調査の生活質問において、保護者が学校に対する関心度が非常に高く、学校行事に参加してくれる状況が寄与したようだ。次年度以降に残りの中学校区にも導入する計画であり、実態を伴った計画的な取り組みをしている。

教育委員会では、中学校に上がる前に小学校で身に付けておくべきこと。小学校に上がる前に幼児期に身に付けておくべきこと（10項目）が共有されており、その目標に向けて指導員が児童・生徒と接している。なお、学習面、生活面がカルテのように個々に対応し記載され、上の学校に上がった時には指導教員は概ね必要な情報は把握している。瑞穂町の場合は、幼稚園・保育園の運営形態に差異はあるものの、基本的な捉え方をすれば、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携について稲美町と同様な取り組みは必要であり、「小学校や中学校への入学するまでに身につけておきたい資質や能力を具体的に示す」事や、幼⇄小⇄中の保育士や教員が情報交換や幼児と児童の学習交流、保育・授業参観等の充実をすることは小1プロブレムや中1ギャップの解消、学力向上に少なからず効果が期待できると考える。よって、幼・小中学校の連携強化に向け、実現への検討と具体的計画の実施を図られたい。

また、瑞穂町は「ふるさと学習みずほ学」を推進している。郷土愛護の精神の涵養には、瑞穂町に生まれ育った者の中に、社会の第一線で活躍している、あるいは活躍したことがあるOB、OGとのふれあいに大きな効果が期待できるからである。「誇りにできる瑞穂町」「誇りにできる学校」という精神性とみずほ学を通じて学べる歴史や文化への興味関心を重ねることで、さらなる効果が期待できるものと考え。町では以前にエミー賞受賞を獲得したOGの講演会を行ったことがある。また海外留学奨学金で留学した方々、元車いすバスケットボールでMVPに輝いた選手、元プロ野球選手、元プロサッカー選手など、人材は豊富であり是非とも協力を求め、講演会等の開催を検討されたい。

